

会 議 録

1 会議名

令和元年度 第3回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 令和元年度地域活動支援事業について（採択）（公開）
- (2) 平成30年度地域活動支援事業の実績報告の検証（2回目）について（公開）
- (3) 高田区地域協議会自主的審議に係る提案の審議結果について（公開）

3 開催日時

令和元年6月10日（月） 午後6時30分から午後7時12分まで

4 開催場所

高田公園オーレンプラザ 会議室

5 傍聴人の数

6人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：西山要耕（会長）高野恒男（副会長）、吉田昌和（副会長）、
飯塚よし子、浦壁澄子、大滝利彦、小川善司、北川 拓、
澁市 徹、杉本敏宏、高橋浩輔、松矢孝一、宮崎 陽、山中洋子、
山本信義、吉田隆雄
- ・事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、佐藤係長、小林主任

8 発言の内容

【佐藤係長】

- ・小竹委員、小林委員、佐藤委員を除く16人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言

- ・会議録の確認：西山会長、宮崎委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料により説明。

【西山会長】

「議題等の確認」について、質疑を求めるがなし。

—令和元年度地域活動支援事業について（採択）—

【西山会長】

次第3議題（1）「令和元年度地域活動支援事業について（採択）」に入る。

事務局に、傍聴人へ当日配布資料No.1の配布を求める。

当日配布資料No.1「令和元年度 高田区地域活動支援事業審査採点結果」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

当日配布資料No.1に基づき説明。

【西山会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

本年度は18人の委員から審査をしてもらったが、まずは基本審査について、適合しないとした委員がいたものの、委員の過半数が適合するとしたことから、基本審査で採択をしない事業はなく、全事業が採択の対象としてよいかについて諮り、委員の了承を得る。

続いて、点数のボーダーラインについて説明する。

先ほど事務局から説明があったが、1人25点、今回は18人で審査採点して、450点が満点ということになるが、その半分の225点以上が、採択する点数の基準となる。したがって、225点以上の点数を取っているのは、整理番号24番「雁木の価値を発信する事業」以上、順位だと1位から21位までとなり、22位から30位の事業については、点数ボーダーラインまで達していない。点数ボーダーラインについては、順位21位までとしてよいかについて諮り、委員の了承を得る。

続いてもう一つのボーダーラインとして、予算のボーダーラインがある。高田区の場合は、提案者の補助希望額どおりに配分する、いわゆる補助率10分の10で配分するルールがあるので、最後に余った予算残額が、当該事業の補助希望額に満たない金額になった時点で終了することになっている。本年度の予算のボーダーラインについては、偶然にも、点数ボーダーラインと同じく順位21位、整理番号24番の「雁木の価値を発信する事業」までとなる。それでよいかについて諮り、委員の了承を得る。

以上のことから、本年度については、委員から審査をしてもらった結果、点数及び予算のボーダーラインで示されたとおり、順位1位「お馬出しプロジェクト事業」から21位「雁木の価値を発信する事業」までを、本年度の高田区地域活動支援事業の採択事業としてよいか。

【澁市委員】

意見がある。私は審査にかなり時間がかかって、ぎりぎりに提出した。提案事業が30件もあると、1件に1分かけても30分。最低10分かかるだろうから、だいたいそれだけで300分。5時間。私は二日か三日かかったが、それでぎりぎりに提出した。今年度は、寺町とか寺町界限とか、そのような言葉の入った事業が非常に多いので、提出後に再度見直してみた。皆さん、日本国憲法第89条はご存知か。条文では、国及び地方公共団体における公金その他の公の財産については、宗教団体や宗教活動への支出が制限されている。必要だったら、本日、六法全書を持って来ているので、原文を読み上げてよい。ある事業の活動に関わる支出が憲法に違反しているのではないかと思った。提出後になって指摘が遅いと思われても、これをそのまま通してしまうと、まず市が一番困ると思う。市が事前に提案書の審査をしているわけだから、これが本当に違憲ということになると、我々委員も責任を問われてしまう。今回私が見つけた指摘の内容をこれから説明したいと思う。

【西山会長】

澁市委員から指摘の内容を説明してもらうことについて諮り、委員全員の了承を得る。

【澁市委員】

その事業とは、整理番号16番「寺町の魅力を地域に発信する活動事業」である。

提案事業の活動内容には「環境整備活動及び花いっぱい運動の推進」として、「上越高等学校跡地の道路側の花壇整備を充実し、今まで以上に景観の向上を実施していく。」と書かれている。提案書には書かれていないが、この上越高等学校跡地は確か宗教法人である善行寺の土地ではなかったか。

【西山会長】

そのとおり。

【澁市委員】

善行寺の住職は西山会長であるが、提案書にはその土地の所有者が書かれていない。上越高等学校跡地の道路側と書かれているだけである。本来なら「上越高等学校跡地（善行寺の土地）」と書くべきだと思う。善行寺は宗教法人ではないか。

【西山会長】

そのとおり。

【澁市委員】

あの場所を美しくしたいからといって、公の金を使ってもよいのか。これが私の疑問。それがまず1つ。このことは憲法に、はっきりと書いてある。条文を読むか。

【西山会長】

澁市委員、まずは質問を全部出してほしい。

【澁市委員】

住職であれば、きちんと説明できると思う。

【西山会長】

この後説明したい。

【澁市委員】

私はこのような宗教法人の土地に対して、公の金を支出することは、憲法第89条の規定に違反するのではないかと思う。公の金を宗教活動及び宗教法人に支出したということで、もしこれが違憲だということになると、市は県及び国から厳しい指導を受けることになるのではないか。もしかしたら、違憲ではないかということで、市民の誰かが、この案件について裁判に訴える可能性もある。だからこの整理番号16番の事業を採択する前に、まずはこの件について市の見解を聞くべきだと思う。

もう1つの問題は、今ほど説明した「上越高等学校跡地」としか書かれていないこ

とである。その跡地というのは、要するに西山会長が住職を務められる善行寺の土地ではないのか。

【西山会長】

そのとおり。

【澁市委員】

善行寺は宗教法人か。

【西山会長】

そのとおり。

【澁市委員】

そのようなことをきちんここに書くべきだと思った。そのような問題があるので、まずは市は事前に審査をやっているの、市から、これは特に問題ないという見解を出してもらってから、整理番号16番の事業については採択か否かということを決めるべきだと思う。点数上では当然採択になるとは思いますが。確認もしないで採択し、その後に問題となれば、市及び地域協議会の責任が問われるのではないかと危惧している。だから、整理番号16番の事業についての採択決定については、本日は延期すべきだと思う。

【西山会長】

私から回答してよいか。

【杉本委員】

ちょっと待った。

【澁市委員】

会長として答えるのではないだろう。

【杉本委員】

西山会長が答えるべき話ではない。今ほど問題提起されているのは、市に対してである。市から答えてもらって、その上で何か補足すべき話があるのであれば、会長としてではなく、この事業の関係者として、別途説明しないと話が混乱する。

【西山会長】

事務局、この件についてどうするか。

【堀川センター長】

今ほど、問題点を指摘してもらったが、この提案書に書かれた上越高等学校跡地が宗教法人の土地であるということを初めて知った。そのことについては、受付段階では、承知はしていなかった。この提案書の内容を読むだけでは、その判別は不可能である。また、この花壇の整備が、宗教法人の私物になるのか、あるいはその宗教活動としてのメリットになるのか、それが問題かどうかの判断は、現時点では分からない。神社でイベントをするといったことは、高田区に限らず、他の地域でもあるのではないか。

【澁市委員】

確かにそうである。

【堀川センター長】

したがって、この事例に限らず、他の事例もあると思うので、今ここで即答することはできない。ここに限らず、宗教法人は、あまたあるし、他区では、似たケースで土地を借りて事業を行っている場合があるかもしれない。申し訳ないが、現時点で回答できない。

【澁市委員】

ということは、センター長として個人的判断ができないということならば、やはり市の担当部局に確認しなければならないということか。

【堀川センター長】

そのとおり。他の事例も含め、この記載内容が事実かどうかということも、調査しないといけないと思う。

【澁市委員】

分かった。

【西山会長】

整理番号16番の事業の件については、市の担当部局へ確認してもらい、後ほど事務局から報告してもらうこととしてよいかについて諮り、委員全員の了承を得る。

そうすると、本日は採択できないということになるが、他の事業だけでも採択した方がよいか。

【杉本委員】

順位22位の事業にも影響が出てくる。

【宮崎委員】

早急に市の見解を示してほしい。

【澁市委員】

順位22位の事業については、点数ボーダーラインに達していない。

【西山会長】

どれくらいまでに確認できるか。分からないだろうが。

【堀川センター長】

申し訳ないが、私たちも法律の専門家ではないので、市の法務担当と相談させてもらう。時間は多少いただきたい。

【西山会長】

分かった。

【杉本委員】

来週に会議がある。それまでに間に合うかどうか。

【西山会長】

間に合わせてもらえるかということだが。

【杉本委員】

相手のあることだから、なかなか難しい。

【堀川センター長】

この問題を、保留にするのか、そこだけ皆さんに決めてもらいたい。

【澁市委員】

この問題を保留にするということだが、整理番号16番の事業を除いた、ボーダーラインの225点に達している残りの20事業については、同じような問題があるかもしれない。私たち委員には、そこまでチェックする責任はない。もしあるとすれば、市が責任を取ればよいと思う。この整理番号16番を除いたボーダーラインの225点に達した残りの20事業については、本日採択するかどうかを皆で考えた方がよいと思う。

【西山会長】

順位21位までの事業は採択になる可能性がある。金額にかかわらず、順位22位以降は点数ボーダーラインに達していないので、採択の対象とはならないことを諮

り、委員全員の了承を得る。

それでは今の件は事務局から確認してもらい、整理番号16番以外の事業については、本日そのまま採択してもよいか。

【杉本委員】

果たして他に問題はないのか。

【澁市委員】

まだ問題があり得るのではないか。これは市の責任で確認してもらうしかない。

【杉本委員】

整理番号16番だけ外して採択したが、後ほど市で調べてもらったら、他の事業にも同様の問題が見つかったという話になると、うまくないと思って発言した。

【西山会長】

杉本委員以外の委員は採択でよいと思うか。

【杉本委員】

保留でよい。できれば、市から他の事業も再度確認してもらい、そのような心配はないというお墨付きをもらって採択した方がよいと思う。

【西山会長】

杉本委員から意見を出してもらったが、いかがか。今ほどの意見を踏まえ、本日、整理番号16番以外の事業について採択した方がよいと思うか。

【松矢委員】

今ほどの杉本委員の意見は非常に重要だと思う。改めて読んでみると他にも「寺町」と記載された事業が何件かある。これはやはり精査しないと、指摘と同様の内容があるのであれば、やはり問題なので、再検討しなければならない。整理番号16番だけ除いて採択すればよいとはいかないと思う。だから、再度、市からよく精査してもらい、本当に大丈夫かどうかを確認した後に決める必要があると思う。

【西山会長】

次回会議の6月17日までに結論が出るかどうか分からないが、17日まで全事業の採択を待つという意見も出たし、整理番号16番以外の残り20事業を採択してもよいのではないかという2つの意見が出された。

整理番号16番の事業を除く20事業を本日採択することに賛成の方、市が全て

の提案事業を再確認後に採択することに賛成の方で採決する。

※採決 整理番号16番の事業を除く20事業を本日採択	1人
市が全ての提案事業を再確認後に採択	9人
棄権	5人

1事業を除く20事業を本日採択が1人、全事業を再確認後に採択が9人、棄権が5人ということで、本日採択をすることは見送り、市が全ての提案事業を再確認した後に改めて採択することに決する。

【高野副会長】

配布された資料はどうなるのか。

【西山会長】

この資料は事務局で回収するのか。

【堀川センター長】

もう一度確認の意味で聞かせてもらおう。審査してもらった委員から、今ほどの濫市委員が言われた視点で、問題があるというものがあるようであれば、事前に知らせてもらいたい。17日の会議で本日と同じような結果になっても困る。審査採点をしてもらった委員の目でご覧になって気になる点は他にあるか。

【飯塚委員】

整理番号9番の「NEO浄興寺プロジェクト」の事業も当てはまるのではないか。

【堀川センター長】

今言われた宗教法人に関わる有無については、本日、問題提起されたので、その点については、事務局で確認させてもらおうが、その他に何か気になる点はあるか。

【西山会長】

「寺町」と名の付いた事業となると、全てが宗教法人に関わりのあるようなイメージを持たれるかもしれないが、実際は必ずしもそうとは言えない。例えば、整理番号9番のNEO浄興寺プロジェクトについては、宗教法人とは直接関係なく、寺院の敷地だけ団体が借用している事業だったり、いろいろとある。寺町まちづくり協議会、浄興寺大門通りまちづくり協議会も同様である。「お寺」と付くと、宗教法人に関係するのではないかということで、地域活動支援事業の応募対象になるのかといった指摘が過去に出されたことがある。寺町まちづくり協議会の活動についても、まちづ

くりの活動の一環であるとして、対象になるという結論になった。

【杉本委員】

その話については、市から確認してもらい、後ほど説明してもらえばよい。宗教法人に関わる問題以外に何か懸案がないかという話である。

【西山会長】

宗教法人、寺町、お寺関係以外で、何か気になる点はあるか。

【杉本委員】

神社もあるし、キリスト教の教会もある。皆宗教法人である。だから寺町だけに限る話ではないのだから、市から広く調べてもらえばよい。これについては市から調べてもらうということで、決着がついたわけだから、それ以外に、何か調べ直した方がよい、後で後悔するような問題が何かないと聞かれたわけである。私が見た限りではそのような問題となる部分は今のところ見当たらない。

【西山会長】

宗教法人関係以外で何かあるか。本日欠席している委員もいる。審査した委員は本日出席した委員だけではない。本日欠席した委員にも、事務局から確認してもらわなければいけないと思う。

【堀川センター長】

審査されている段階で、澁市委員以外で、気づいたことがあるかということなので、なければないで、それ以上はよい。

【澁市委員】

私は審査している段階では気づかなかった。提出した後で気づいた。

【堀川センター長】

本日の会議を受けて、気づいた点があれば、今ここで発言してほしい。

【杉本委員】

今の問題ではないのだが、審査採点していて困ったことがあった。事業名としては1つしか出ていないが、提案書を読んでいくと、いくつもの事業があって、3、4つある事業の中の1つを、本来なら基本審査で「適合しない」にしたかった。だが今のルールでは、その1つの事業のために「適合しない」と評価すると、事業全体が「適合しない」と評価され、適合すると評価した残りの事業も全て「適合しない」となっ

てしまう。そうすると、事業の中に「これはちょっと違う、適合しない。」という部分があった時、その部分を排除することができない。今年度はやむを得ないが、来年度も地域活動支援事業の制度が続くのであれば、事業提案の方法を少し考えていく必要があり、事業全体でなく、個々で適合しない事業を排除できる方法を考えた方がよい。

【西山会長】

それについては、次年度の見直しを行う際に議論することでよいか。

【杉本委員】

よい。

【松矢委員】

今ほど、杉本委員からそのような話が出されたので、関連して発言してよいか。

【西山会長】

今日は審査の件を優先したい。

【松矢委員】

それでは次回以降、今年度の地域活動支援事業の反省点を述べる機会の時に。来年度はまた別のものになるかもしれないが、見直しした方がよいと思うことが1つある。

【西山会長】

まず、事務局から市の担当部局へ確認し、報告してもらうことが1点と、寺町の宗教法人関係の件以外で、委員からも気になる点があるかどうかを出してもらいたいと思う。杉本委員や松矢委員から話しのあった今年度の地域活動支援事業の反省点や見直しについての議論は、また改めて行いたいと思う。今年度の提案された事業の中で、委員の目で見ってもらって気になる点があったら教えてもらいたい。本日欠席した委員についても事務局から確認してもらうということをお願いしたい。次回以降、改めて時間を作らせてもらい、確認した内容の結果に基づき、委員の意見を聞きながら進めて行きたい。

本年度の地域活動支援事業について、本日は採択の決定は行わず、市から事業内容を再確認してもらった結果に基づき、次回以降、採択に入ることについて確認を求め、委員全員の了承を得る。

—平成30年度地域活動支援事業の実績報告の検証（2回目）について—

【西山会長】

次第4報告（1）「平成30年度地域活動支援事業の実績報告の検証（2回目）について」に入る。

事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料No.1により説明。

【西山会長】

今ほど事務局から報告があったが、前回の会議で委員から確認してもらい、この内容で団体へ伝えることについて了承をいただいたことから、団体に通知した。

この件について、質疑を求めるがなし。

—高田区地域協議会自主的審議に係る提案の審議結果について—

【西山会長】

次第4報告（2）「高田区地域協議会自主的審議に係る提案の審議結果について」に入る。

事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

資料No.2により説明。

【西山会長】

資料No.2にある「高田城址公園」を要望する会から提案してもらった自主的審議の案の検討について、資料の文案については前回の会議で委員から修正してもらい、了承いただいたので、この内容で要望する会へ通知した。

この件について、質疑を求めるがなし。

—事務連絡—

【西山会長】

「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・協議会等日程 6月17日（月）午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ
7月16日（火）午後6時30分～ 高田公園オーレンプラザ

- ・配布資料

主要事業・プロジェクトの概要（平成31年4月）

【西山会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。